

規制シート

(別紙1)

180195800840001

平成27年2月26日

規制の名称	工業用水道事業法	所管府省	経済産業省
根拠法令等	工業用水道事業法(昭和三十三年四月二十五日法律第八十四号)、工業用水道事業法施行令、工業用水道事業法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課 課長 津村 晃
規制目的	工業用水の豊富低廉な供給により工業の健全な発達に寄与するため、工業用水道事業の運営の適正化及び合理化を図る。		
規制内容の概要	<p>○ 工業用水道事業の開始にあたり、地方公共団体は、氏名、給水区域及び給水能力等を記載した届出書及びその他の必要な書類を経済産業大臣に対し届出を行う必要がある。</p> <p>○ 工業用水道事業の開始にあたり、地方公共団体以外の者は、上述の届出書の内容と同様の事項を記載した申請書及びその他の必要な書類を同大臣へ提出した上で、開始しようとする工業用水道事業の計画の確実性及び同事業に係る施設の法的基準への適合性等の観点から同大臣の許可を受ける必要がある。</p> <p>○ 同大臣は、工業用水の供給確保の観点から、必要に応じ、経済産業省職員に工業用水道事業者への立入検査をさせることができる。 等</p>	関連する予算	工業用水道事業費補助金
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>平成26年5月の産業構造審議会工業用水道政策小委員会において、工業用水道事業者が行う経営改善への取組のために国が行うべき環境整備について検討。これを踏まえ、以下の制度改正を実施済。</p> <p>① 「工業用水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正 大規模地震への対応のための耐震性に係る規定を新たに盛り込むとともに、既存の技術的基準を緩和することにより、工業用水道事業者による新技術の導入や創意工夫の反映をしやすいとするため、「工業用水道施設の技術的基準を定める省令」の一部を改正した。</p> <p>② 「工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について」の運用改正 工業用水道に係る雑用水について、供給開始手続きの簡素化、料金・供給条件の自由化及び供給対象の緩和を図るため、雑用水の供給に係る運用を改正した。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	平成26年度に規制の見直しを実施
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述の通り		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成26年度に実施済み		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

180195800840001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>工業用水道事業法の解釈について(通商産業省企業局長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項及び第12条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>行政手続法に基づき、工業用水道事業法の審査基準及び処分基準を定めたもの。</p>

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0002

180195800840001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について(経済産業政策局産業施設課長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項及び第12条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>行政手続法に基づき、工業用水道事業法第17条及び第18条に規定する供給規程に関する認可及び処分の基準として、工業用水道事業者がその供給能力に余剰がある場合には、工業用以外の用途の水(以下「雑用水」という。)を供給することが許容されているとの解釈を明確化したもの。</p>

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0003

180195800840001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>工業用水道事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(通商産業大臣通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項、第6条及び第12条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>行政手続法に基づき、工業用水道事業法の審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めたもの。</p>